

# 三者連絡会（教授職員会、琉大労組、琉病労） ニュース 第41号 皆さんの考えを投票で！

2009年11月20日 何と3日連続刊！ 事務局・琉球大学教授職員会（内線 2023）

E-mail kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp

http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/

琉大労組（内線 2024）

琉病労（内線 7-2099）

## 労働契約の根幹堅守へ。でも大幅賃下げに歯止めがかからず。

私たち三者連絡会は、琉大当局との折衝で月例給引き下げ不遡及を実現できると判断。労働契約の根幹を堅守して民間企業の労働者をも励まし、「8月人勧完全実施」にも風穴をあける、大きな成果を得るものです。また、過去最大級の給与引き下げに呼応した代償措置獲得へ、積年の問題を少しは解決する、一部重点項目実現の道筋をつけています。この2つの成果を背景に、来週投票の過半数代表者選挙に候補者を送り出すこととしました。

8月人勧の大幅賃下げそのものには、歯止めをかけられていません。要求実現には、全学ストライキなど、琉大ぐるみの運動を短期間に起こし、継続していく必要があります。容易でないでしょう。しかし、要求実現が困難だからといって、琉大当局の賃下げ方針に私たちが率先して協力するのも、筋が通りません。

## 皆さんのお考えを、過半数代表者投票で表現してください！

総会開催などで組合員の総意を集約する余裕もないもとで最善の策として、私たちは過半数代表者選挙に「自主投票」を呼びかけます。

過半数代表者選挙は、**信任されれば賃下げ反対の正論を提出できますが**、大学当局がそれを反映する義務はありません。私たちは、もてる力を集中して、**代償措置を少しでも効果的に獲得する運動に軸足を移していきます。**

**信任されなければ給与引き下げの適正手続きが成立しません。そこから直接には賃下げは実現しませんが、当局への意思表示にはなります。**

皆さんは、どちらを重視しますか。皆さんのお考えを、過半数代表者投票で表現してください。

### 【経過説明と私たちの見解】

三者連絡会ニュース 39,40号でもお知らせしたように、琉大当局は、11月10日の団体交渉の中で、(1)人事院勧告のうち月例給引下げの遡及はしない、(2)代償措置要求の一部について実現する方向で対応する、との回答をしました。ところが、18日の過半数代表者選出のための千原地区説明会では、これらについて明言しませんでした。そこで、私たちは緊急に19日の午前中に「少なくとも「月例給の引き下げについては遡及しないことを明言すること。」と「団体交渉で確認したことも含めて現時点で実現できる代償措置について明言すること。」を回答するよう求めました（ニュース40号）。

### 私たちの要求に、琉大当局が速やかに回答 2項目について実現可能と判断

すると、大学当局は、(1)は、「従来から説明してきたとおり、関係法令を参考にしながら対応については慎重に行う。」、(2)は、「交渉での要求については誠実な回答を行ったつもりである。今後、関

係部局との調整も必要である。実現について具体的な検討を進めたい。」との回答をしました。この回答を受け取る際に、当局の(1)の回答が、11月10日の団体交渉の中での井手理事(総務担当)の発言、すなわち、「学長も月例給引下げの遡及はしないことにつき、了解している事項であって、月例給の減額改定を4月に遡及して適用することについては、国会での給与法改正の審議状況などの影響もあるが、労基法の趣旨も考えなければならないことも認識していて、可能であれば4月遡及をしない方法を検討している」という趣旨であることを確認しました。

私たち三者連絡会は、大学当局からの回答や事務的交渉を重ねる中で、「大学当局は人事院勧告のうち月例給引下げの遡及を大学当局は行わない、また、代償措置については団体交渉の中で大学当局が出した前向きな回答を具体化する段階にきた」という感触をえました。

## **労働法制の根幹・原則を守りぬく 「8月人勧完全実施」を崩す象徴的勝利へ**

月例給引き下げの不遡及は労働法制上当然のことですが、まさにそれゆえに、労働契約の根幹を堅守して民間企業の労働者をも励ます成果です。しかも、「8月人勧完全実施」という国の方針にも風穴をあけるものです。また、過去最大級の給与引き下げ案ですから、それに呼応した代償措置獲得は絶対に欠かせません。現段階で、私たちが出した要求に対して一部重点項目実現の道筋をつけています。積年の問題を少しは解決することになり、さらなる実現項目の拡大・実現内容の充実を進めていく大事な土台となっています。

こうした観点から、大学当局からの今回の回答および説明を考慮して、三者連絡会は、過半数代表者の立候補を取り下げないことにいたしました。

## **賃下げされては困る！との経済要求は実現できていません**

確かに、人事院勧告に依拠した給与・一時金引き下げを全面的に撤回しない当局の態度には、私たちは強い憤りを感じます。

上原事業場では、夏季一時金引き下げについても、手続き・内容への教職員の反対から過半数代表者が選出されず、今回に至っています。また、教授職員会実施の農学部・理学部・教育学部などでのブロック集会・アンケートでも、今回の賃下げの生活への影響は大きく、また、法人化した国立大学が人勧に準拠することに道理が通らないとする回答・意見が圧倒的です。これこそ、琉大教職員の共通する声でしょう。この声にこそ応えて、組合執行部としても、月給・ボーナス引き下げの撤回や、せめて下げ幅圧縮を実現したいと、心から思います。しかし、客観的にはそれを実現しようとするならば、全学ストライキなどの琉大ぐるみの運動を短期間に起こして社会にアピールし、その運動を継続させて、私たちの要求に従わないと大学運営が成り立たないとの認識を大学執行部に与えるほどの覚悟が必要でしょう。人もお金も足りない困難な環境下で必死に教育研究・医療看護・事務運営に当たっている私たち教職員にとって、そうした運動を行うことは容易ではありません。

もちろんそれが困難だからといって、反対を取りやめて、琉大当局の賃下げ方針に私たちが率先して協力することなど、あり得ない選択です。では、何に力を集中すべきでしょうか。

## **今後の運動の方向付けへ、皆さんの考えを投票で表現してください**

過半数代表者選挙は、信任されれば代表者が賃下げ反対の正論を提出できますが、大学当局がそれを反映する義務はありません。従って、信任されれば、私たち組合の活動は、(1)代償措置の拡大・実現内容の充実、(2)月例給引き下げ不遡及の完全実現、(3)今後の就業規則変更等における適正手続きの遵守、の3項目に、もてる力を集中して取り組んでいくことになります。

一方、信任されなければ給与引き下げの適正手続きが成立しません。そこから直接には賃下げは実現しませんが、当局への意思表示にはなります。当局は手続きを完了しないまま賃下げを強行すると予測され、その撤回と代償措置両方を求めて粘り強い運動を進めることになります。

私たちは、どちらの道を進むことが適切なのでしょうか。総会開催などで組合員の総意を集約する時間的余裕もないもとの、最善の策として、私たち三者連絡会は今回の過半数代表者の選出への投票行動について、組合員・非組合員の教職員の皆さまに自主投票を呼びかける次第です。■